橋本市民病院 クレジットカード 決済に係る指定代理納付業務委託 (公募型プロポーザル)

実施要領

2024年12月

橋本市民病院

1. 実施要領の位置づけ

橋本市民病院クレジットカード決済に係る指定代理納付業務委託実施要領(以下、「実施要領」という。)は橋本市民病院が「橋本市民病院クレジットカード決済に係る指定代理納付業務委託」(以下、「本業務」という。)について公募型プロポーザル方式を用いて受託者を募集及び選定する際、プロポーザル応募者(以下、「応募者」という。)を対象に交付するものである。

また、以下の文章は実施要領と一体のものである。

- (1) 業務仕様書
- (2) 評価基準書
- (3) 提案書類作成要領及び様式集

2. 本業務の概要

2-1 業務名称

橋本市民病院クレジットカード決済に係る指定代理納付業務委託

2-2 対象施設

和歌山県橋本市小峰台2丁目8番地の1 橋本市民病院

2-3 管理者の名称

橋本市病院事業管理者 古川 健一

2-4 委託業務目的

本業務は、橋本市民病院の利用者の利便性向上を図る為、会計窓口等における診療費等の 支払いにおいて、クレジットカード決済に係る指定代理納付業務です。

2-5 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。但し、業務開始日は令和 7 年 4 月 1 日とし、契約締結日から令和 7 月 3 月 31 日までは引継ぎ期間とする。

2-6 手数料率

手数料率の提案は、1.2%以下とすること。

2-7 最低制限利率

本業務について、最低制限利率は設けない。

2-8 本業務におけるサービスの範囲と水準

受託者は、仕様書に示す水準を確保するものとする。

2-9 提供されるサービスに対する対価の支払い

指定代理納付者からの入金額と差し引きした支払いは行わない。入金額確定後、手数料を 計算し、請求すること。

2-10 留意事項

受託者は、本業務を実施するに当たり、関係法令等を遵守する。

3. 受託者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項

3-1 受託者に求める能力

受託者は、病院事業への深い理解、十分なノウハウ及び期待される役割を果たす上で必要とされる能力を有していること。

3-2 優先交渉権の選定方法

本業務における受託者の募集及び優先交渉権の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)により行うものとする。なお、本業務のプロポーザル参加手続きは、以下のとおり実施する。

(1) プロポーザル参加資格確認

プロポーザル参加資格の確認として、資格を有することなどの形式面の確認を行う。

(2) 提案内容の審査

上記(1)において本業務を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、 具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容 を総合的に評価した上で、優先交渉権者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提 出を受けるほか、プレゼンテーションを通じて行う。

3-3 本業務に係る審査委員会の設置

橋本市民病院は、受託者の選定に際して、「橋本市民病院クレジットカード決済に係る指定代理納付業務に係るプロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置する。審査委員会は、参加者の提案内容の技術的な評価を行う。橋本市民病院は、審査委員会の評価の結果をもとに優先交渉権者を決定する。

3-4 プロポーザル参加資格

参加者は、本募集に係る参加申込書の提出日において、次にあげる条件をすべて満たしていること。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
 - ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ・民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国税及び地方税に未納の税額がない者
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同 条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関 係を有する者ではないこと。
- (5)過去5年間において、近畿圏内の300床以上の病院にてクレジットカード決済に係る指定代理納付業務を元請として履行した実績を有していること。

3-5 受託者選定スケジュール

(1) スケジュール

実施事項	日程
募集内容公告	令和6年12月9日(月)
募集内容に関する質問受付	令和6年12月10日(火)~25日(水)
募集内容に関する質問回答	随時
参加表明書の受付	令和6年12月10日(火)~27日(金)
提案書の受付	令和7年1月10日(金)~24日(金)
提案書類のプレゼンテーション	令和7年2月上旬
優先交渉権者決定	令和7年2月上旬
優先交渉権との交渉	令和7年2月上旬
優先交渉権者との契約締結	令和7年2月中旬

(2) 公募内容に関する質問受付及び回答公表

- ・募集内容に関する質問受付
 - ・受付期間

令和6年12月10日(火)から令和6年12月25日(水)

・提出方法

公募資料に関する質問がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、公募資料に関する質問書(様式第6号)に記入の上、電子メールで提出すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

·回答方法

質問に対する回答は、質問事業者名を伏せたうえで、随時橋本市民病院ホームページ に掲載する。なお、質問書に対する回答は、本要領等の追加又は修正とみなす。

・審査に支障をきたす質問、事業実施に関連がないと判断される質問の回答は行わない。

3-6 応募の手続き

(1)参加表明書の提出

①提出書類

提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

②提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出

· 受付期間

令和6年12月10日(火)午前9時から令和6年12月27日(金)午後5時まで (郵送の場合は、期間内必着とする。)

·提出先 橋本市民病院 東館 2 階 事務局 経営管理課 用度係

(2)参加資格確認結果の通知

プロポーザル参加資格確認結果は、プロポーザル参加申込を行った応募者に対して、令和 7年1月9日(木)までに橋本市民病院から電子メールにより通知する。

(3)参加の辞退

橋本市民病院よりプロポーザル参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、参加を辞退する場合には、速やかに参加辞退届(様式第7号)を持参により提出すること。

(4) 参加時の提出書類

プロポーザル参加資格を有する旨の通知を橋本市民病院より受けた参加者(以下、「参加者」という。)は、提出書類一式を次のとおり提出することとする。

①提出書類

提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

②提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出

• 受付期間

令和7年1月10日(金)午前9時から令和7年1月24日(金)午後5時まで

(郵送の場合は、期間内必着とする。)

·提出先 橋本市民病院 東館2階 事務局 経営管理課 用度係

(5)費用の負担

参加に係る費用については、参加者の負担とする。

(6)参加時の提出書類の取扱い

①著作権

参加者から提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、橋本市民病院は、本業務の公表及びその他必要と認める時には、参加者の承諾がある場合のみ提案書の一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

②特許権等

提案書内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

③提案物の返却

参加者から提出された提出物は返却しない。

(7) 事務局

橋本市民病院 事務局 経営管理課用度係 電話 0736-37-1200 (内線 7034) メール hashi-youdo@hashimoto-hsp.jp

3-7 参加に関する留意事項

(1)提出書類の書換え等の禁止

提出後の提案書類の差替え、変更、及び追加を目的とする再提出は認めないものとする。したがって、プレゼンテーション当日の資料、データは認めない。ただし、誤字、 脱字等の軽微な場合で、当院が認めた場合は、この限りではない。

(2) 無効失格事項

次のいずれかに該当する場合は無効失格とする。

- ・プロポーザル参加資格のないものが応募したとき
- ・応募時及び参加時の提出書類が所定の日時までに到着しないとき
- ・2 通以上の応募をしたとき

- ・提出書類の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき
- ・提出書類記載の金額、記名、件名又は印形が認知しがたいとき
- ・談合その他不正の行為があったと認められるとき
- ・橋本市民病院又は橋本市から入札参加資格停止処分を受けたとき
- ・その他応募の条件に違反したとき

(3)提出書類の虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、入札参加資格停止措置 を行うことがある。

4. 受託者の選定

4-1 優先交渉権の決定

(1)提案内容の審査

提案内容の審査は、提出された書面のほか、参加者によるプレゼンテーションにより行う。 プレゼンテーションは令和7年2月上旬(詳細は提案書提出後に指定する。)に行う予定と する。審査の詳細は「評価基準書」に示す。

(2) 最優秀提案の選定

各参加者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案に選定する。また、最優秀提案の次に 優秀な提案を優秀提案に選定し、以下総合評価点が高い者より次点提案として選定してい く。

総合評価点が同点の場合は、提案評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。提 案評価点も同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案を決定する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても、当該参加者について審査を行い、選定の可否 を決定する。

(3)優先交渉権者の決定

橋本市民病院は、選定された最優秀提案者を本業務の優先交渉権者に、優秀提案者を次点 交渉権者に決定する。

ただし、総合評価点が6割未満の場合は優先交渉権を有しないものとする。

5. その他

5-1 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に応募の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、プロポーザル参加資格確認結果の通知前においては、橋本市民病院のホームページを通じて、また、プロポーザル参加資格確認結果の通知後においては、参加者に通知する。